

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第15条及び第29条の規定に基づき、本協会の評議員及び役員の報酬に関し、法令または本協会の定款について定めるものほか必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。

3 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。

4 非常勤役員等のうち、定期的に本協会に勤務する者を常勤役員と併せて常勤役員等という。

(報酬)

第3条 この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員等に支給する月額報酬（本給、地域手当、職務手当）、通勤手当、期末手当及び（以下「月額報酬等」という。ただし、県派遣職員の場合は本規定を適用しない。）
- (2) 本協会から役員等に対し講師及び原稿執筆を依頼する際、別に定める講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程に基づき支給する講師謝金及び執筆謝金
- (3) 本協会から役員等に対し出張を依頼する際、別に定める旅費に関する規程に基づき支給する費用。
- (4) 非常勤役員のうち、定期的に本協会に勤務する役員に対する月額報酬等は、常勤役員の報酬を基準として、1ヶ月あたりの勤務日数割合を乗じた額とする。

(月額報酬の支給)

第4条 常勤役員の月額報酬の支給日は、毎月21日（その日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。

2 使用人兼務の常勤役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、まとめて役員報酬として支給することができる。

(本給)

第5条 常勤役員の本給月額は、10万円から30万円の範囲内で、評議員会が定める額とする。

(地域手当)

第6条 地域手当は、千葉県が定める職員の給与に関する条例（昭和27年11月1日 条例第50号）による。

(職務手当)

第7条 職務手当は、毎月、本給の額に100分の30以内の割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、本協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第2条に基づき、支給要件に該当する常勤役員等に対し支給する。

(期末手当)

第9条 期末手当は、千葉県が定める職員の給与に関する条例第20条を準用する。

(役員報酬の支給と控除)

第10条 常勤役員等の月額報酬の支給日、給与方法並びに月額報酬より控除する額等支給に関する詳細は、給与規程に準ずる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
(平成 23 年 7 月 20 日理事会・評議員会議決)
2 平成 31 年 4 月 1 日 一部改訂
3 令和 4 年 3 月 25 日 一部改訂